

「自己破産」への誤解 2

破産したときの不利益とは？

Q1.

破産すると、戸籍に記載されませんか？職場や住居、子供の学校に影響しないでしょうか？

A1.

こういったことは杞憂であることは、前項でご説明した通りです。破産による最大の不利益は、破産申立がなされると、その情報が金融機関等が利用している信用情報機関に(俗に言うブラックリストとして)登録されることです。5~7年間金融機関でローンを組んだり、カードの利用ができなくなります。また、破産をするとある程度高価な買い物は、現金で購入せざるを得なくなります。

Q2.

第三者に保証人になってもらっている場合、どうなりますか？

A2.

申立人が破産宣告を受けても、当然のことながら保証人の支払義務はなりません。そのため、保証人にとっては酷なことになります。この場合の対処の仕方として、次のような方法が考えられます。

1. 申立人が破産申立をする前に保証人の協力を得て、申立人と保証人とで任意整理や調停の申立をする。
2. 申立人の破産申立と並行して、保証人は任意整理や調停をする。
3. 申立人とともに、保証人も破産申立をする。
4. 申立人のみ破産申立をする。※但しこの場合は、保証人との関係悪化はある程度覚悟の上ということになります。

以上のように、破産申立をする際には事前に保証人との綿密な話し合いをしておくことが必要です。

Q3.

破産申立をすると、家財道具など差し押さえされるのではないかと？

A3.

同時廃止事件の場合、破産宣告後でも免責決定を受けるまでの数カ月間判例は、債権者から

破産者の財産への差し押さえを有効と判断しています。但し、免責決定を受ければ、差し押さえを受けていてもその効力はなくなりますし、その後新たに差し押さえを受けることはなくなります。しかし、免責決定を受けるまでの1~2カ月の間でも、半ば嫌がらせのように差し押さえをしてくる債権者もたまに存在します。この際の差し押さえの対象として考えられる内容は、給料と動産です。

給料の差し押さえについて

給料は、全額差し押さえられると生活が成り立たなくなるため、給料から所得税などの法廷控除をした後、4/1までしか差し押さえができない扱いになっています。

具体的にいうと、月収20万円の者への給料の差し押さえは、毎月5万円が限度ということになります。ただ、給料から法定控除した金額が28万円を超えている場合は、33万円については、画一的に差し押さえが禁止されています。

動産の差し押さえについて

平たく言えば家財道具のことですが、これもすべての家財道具を差し押さえられたのでは、生活に支障を来すこととなります。そのため、裁判所では差し押さえ禁止動産の範囲を明確にしています。

例えば、テレビ・ラジオ・エアコン・ビデオデッキ・洗濯機・冷蔵庫・電子レンジ・箆笥・食器棚などを差し押さえることはできません。